

# 定 款

岐阜市合渡土地改良区

## 第 1 章 総 則

### ( 目 的 )

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

### ( 名称及び認可番号 )

第 2 条 この土地改良区は、岐阜市合渡土地改良区という。  
2. この土地改良区の認可番号は岐改区第 5 4 6 号である。

### ( 地 区 )

第 3 条 この土地改良区の地区は下記に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く）とする。

| 市町村名  | 大字名   | 地 域                                          | 地域    |
|-------|-------|----------------------------------------------|-------|
| 岐 阜 市 | 曾 我 屋 | 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、<br>5 丁目、6 丁目、7 丁目、8 丁目、 | 一円の田畑 |
| 岐 阜 市 | 寺 田   | 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、<br>5 丁目、6 丁目、7 丁目、      | 一円の田畑 |
| 岐 阜 市 | 河 渡   | 1 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目、                         | 一円の田畑 |
| 岐 阜 市 | 西 河 渡 | 3 丁目、4 丁目、5 丁目、                              | 一円の田畑 |

### ( 事 業 )

第 4 条 この土地改良区は事業計画、定款及び規約、利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 土地改良施設の維持管理事業
- (2) かんがい排水施設の新設及び改良

### ( 事務所の所在地 )

第 5 条 この土地改良区の事務所は、岐阜市曾我屋 5 丁目 1 2 0 番地に置く。

### ( 公告の方法 )

第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の掲示場に掲示してこれをする。

2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面を持って組合員に通知するものとする。

## 第 2 章 会 議

### ( 総 代 会 )

第 7 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（ 総代の定数 ）

第 8 条 総代の定数は 30 人とする。

（ 総代の選挙 ）

第 9 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（ 総代の任期 ）

第 10 条 総代の任期は、4 年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

（ 総代の失職 ）

第 11 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（ 通常総代会の時期 ）

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

（ 組合員の請求による会議の招集 ）

第 13 条 組合員が、総組合員の 5 分 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を示して、書面による総代会の召集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総代会を召集しなければならない。

（ 書面による議決 ）

第 14 条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2. 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

（ 議決方法の特例等 ）

第 15 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 16 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会

の議事は、經常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

( 議長 )

第 17 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

### 第 3 章 役員

( 役員の定数 )

第 18 条 この土地改良区の役員定数は、理事 9 人及び監事 4 人とする。

2. 前項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

( 役員の選挙 )

第 19 条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規定で定める。

( 理事長 )

第 20 条 理事は理事長 1 人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

( 事務の決定 )

第 22 条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

( 監事の職務 )

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

( 役員の任期等 )

第 24 条 役員の任期は 3 年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選

挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず3年とし、その就任の日から起算する。

（ 役員の失職 ）

第 25 条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

## 第 4 章 経 費 の 分 担

（ 経費分担の基準 ）

第 26 条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2. 前項の規定にかかわらず土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるため賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（ 賦課徴収の方法 ）

第 27 条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（ 夫役の履行 ）

第 28 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2. 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（ 特別徴収金 ）

第 28 条の2 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

（ 督 促 ）

第 29 条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（ 過怠金 ）

第 30 条 第26条、第28条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金3銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料80円を過怠金として徴収する。

2. 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合にはさらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
3. 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第 5 章 雑 則

### ( 係及び委員会 )

- 第 31 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。
2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。
  3. 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

### ( 加入金 )

- 第 32 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。
2. 前項の加入金の額は10アールにつき金1万円の範囲内において総代会の議決により定める。

### ( 賦課金以外の徴収金についての過怠金 )

- 第 33 条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴すべき金銭については、第30条の規定を準用する。

### ( 基本財産 )

- 第 34 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。
2. 前項の基本財産の設定管理及び処分に関しては、規約で定める。
  3. この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関係する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

### ( 財産の分配の制限 )

- 第 35 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

### ( 残余財産の帰属者 )

- 第 36 条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。
2. 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとする

きは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

( 事業年度 )

第 37 条 この土地改良区の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付 則

|                  |                       |                                    |
|------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 認可の日から施行         | 昭和 45 年 8 月 28 日      | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 昭和 52 年 5 月 4 日       | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 昭和 56 年 4 月 30 日      | 認可                                 |
| 昭和 59 年 4 月 11 日 | 土地改良による換地処分により名称・地番変更 |                                    |
| 認可の日から施行         | 昭和 61 年 10 月 22 日     | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 昭和 62 年 10 月 27 日     | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 平成 3 年 2 月 18 日       | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 平成 12 年 3 月 28 日      | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 平成 22 年 7 月 13 日      | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 平成 24 年 4 月 9 日       | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 令和 元年 6 月 24 日        | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 令和 2 年 4 月 24 日       | 認可                                 |
| 認可の日から施行         | 令和 3 年 4 月 7 日        | 認可 (役員選挙規程一部改正<br>員外監事新設)          |
| 認可の日から施行         | 令和 8 年 5 月 8 日        | 認可 (基本財産) (財産の分配の制限)<br>(残余財産の帰属者) |